

○農林水産省告示第六百二十五号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十四条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める区分を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法第百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して定める区分は、死亡廃用共済に係るものにあつては別表第一、疾病傷害共済に係るものにあつては別表第二に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一（死亡廃用共済）

共済目的の種類	区分
牛	搾乳牛
満二十四月齢以上の乳牛の雌であつて、搾乳の用	

	繁殖用雌牛	満二十四月齢以上の肉用牛の雌であつて、繁殖の用に供されるもの	に供されるもの
育成乳牛（子牛等選択あり）	育成乳牛（子牛等選択あり）	満二十四月齢未満の乳牛の雌（子牛及び牛の胎児（以下「子牛等」という。）を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）及び牛の胎児のうち乳牛であるもの	
育成乳牛（子牛等選択なし）	育成乳牛（子牛等選択なし）	満二十四月齢未満の乳牛の雌（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）	
育成・肥育牛（子牛等選択あり）	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの		

豚			馬					
群単位肉豚	特定肉豚	種豚	種雄馬	育成・肥育馬	繁殖用雌馬	肉用種種雄牛	乳用種種雄牛	育成・肥育牛（子牛等選択なし）
第六十三号）第四百四条に規定する肉豚	農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四条に規定する肉豚	群単位肉豚以外の肉豚	種豚	種雄馬	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	種雄牛であつて、肉用種に属するもの	種雄牛であつて、乳用種に属するもの	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されて いるものを除く。）

別表第二（疾病傷害共済）

共済目的の種類	牛						
区分	乳用牛（子牛選択あり）	乳用牛（子牛選択なし）	肉用牛（子牛選択あり）	肉用牛（子牛選択なし）	乳用種種雄牛	肉用種種雄牛	一般馬
	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）	種雄牛であつて、乳用種に属するもの	種雄牛であつて、肉用種に属するもの	繁殖用雌馬及び育成・肥育馬

豚	
種豚	種雄馬
種豚	種雄馬